



4 予 危 第 6 4 4 号
令和 5 年 3 月 3 1 日

一般社団法人東京建設業協会
会長 今井 雅則 殿

東京消防庁
予防部長 加藤 雅広



工事現場等に設置する可搬形発電設備及びローリーから重機への直接給油に係る新たな基準の情報提供について（依頼）

平素から消防行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、大変お忙しい中、当庁において開催した予防技術検討委員会危険物部会（工事現場等に設置する可搬形発電設備等の規制検討について）に、オブザーバーとしてご参画いただいたことに対しまして、あわせてお礼申し上げます。

本委員会による検討の結果、工事現場等の実態を踏まえた合理的な安全対策等を講じることにより、可搬形発電設備の設置及び重機への直接給油を行うことができる新たな基準を定め、令和 5 年 4 月 1 日から運用を開始することとしました。

つきましては、貴協会の会員等に対し、別添えのリーフレットを活用し、新たな基準を周知していただきますようお願い申し上げます。

問合せ先

東京消防庁予防部
危険物課製造所規制係 酒井 宮内
東京都千代田区大手町一丁目 3 番 5 号
電話 03-3212-2111 内線 4842 4846
E-mail:kikenbutuka1@tfd.metro.tokyo.jp



工事現場等の関係者のみなさまへ

工事現場等の危険物の貯蔵・取扱いに

新しい特例基準ができたので活用してください

新しい特例基準1

可搬形発電設備の特例基準

可搬形発電設備の内蔵タンク容量が合計200L以上となる場合は、少量危険物の届出が必要です。

これまで、可搬形発電設備を使用する少量危険物貯蔵取扱所は、火災予防条例の基準に合わず、設置できない場合がありましたが、新しい特例基準を活用すれば**設置できます**。

ポイント1

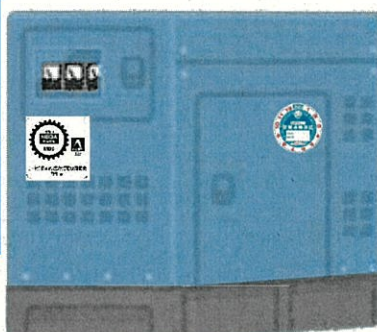
内発協*1の認証品を使用※

認証品のマーク→

(一社)日本内燃力発電設備協会
認証品認証品のマークが貼られた
可搬形発電設備は置けるのね！

※内発協の認証品と同等の安全性を有する可搬形発電設備も設置できます。

*1(一社)日本内燃力発電設備協会

直近1年以内に点検
しているか確認して
ください

ポイント2

電気事業法令に基づく**定期点検**又は**こちら↓の点検**を行うレンタル協会*2の可搬形発電機
整備技術者資格制度による点検
OR
内発協*1の専門技術者資格
制度による点検

OR



↑点検済のマーク↑

*2(一社)日本建設機械レンタル協会

詳細はこちら



新しい特例基準2

ローリー給油の特例基準

1日に200L以上の軽油をローリー給油する場合は、少量危険物の届出が必要です。

これまで、給油場所に油が浸透しない床面、囲い、ためます等を設ける必要がありましたが、新しい特例を活用すれば**簡易的な措置(油吸着材と油受皿)**でよくなくなります。油受皿は
給油口の真下に設置！

油吸着材



詳細はこちら

工事現場におけるローリー給油の対象を拡大しました

Before

公道を走行できない重機のみ給油可

After

すべての重機に給油可！

少量危険物貯蔵取扱所
設置(変更)届出書は

←こちらから電子申請できます

ご不明な点はこちらまで
東京消防庁予防部危険物課
電話 03-3212-2111(内線 4846)